

「Uターン意向調査等業務」

企画提案審査要領

令和5年4月
盛岡広域振興局

Uターン意向調査等業務企画提案審査要領

1 審査機関

- (1) 本業務に係る企画提案の審査は、企画提案選考委員会（以下「委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 委員会は、企画コンペ参加者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書等について、別途定める審査基準に基づき、審査を行うものとする。

2 審査項目、審査観点及び配点

審査項目	審査観点	配点	
1 全般	・事業の趣旨を理解し、効果的な企画提案となっているか。	10	20
	・具体的かつ実施可能な事業実施スケジュールが提案されているか。	10	
2 企画提案内容	(1) 一次調査の実施		70
	・事業の目的を理解したアンケート項目の提案となっているか。	5	
	・サンプル数確保に向けて工夫した企画となっているか。	10	
	(2) 二次調査の実施		
	・事業の目的を理解したアンケート項目の提案となっているか。	10	
	・サンプル数確保に向けて工夫した企画となっているか。	5	
	(3) 調査結果の取りまとめ・分析等		
	・今後の取組への活用を意識した分析方法となっているか。	15	
	(4) 県・対象市町のUターン促進等に係る情報の発信		
	・効果的な情報発信となっているか。	15	
(5) 二次調査回答者へのプレゼント企画の実施			
・地域情報の発信を兼ね、アンケート回答サンプル数の確保に向けて効果的な提案となっているか。	10		
3 業務遂行能力	<業務遂行能力>		10
	・提案内容を確実に履行できる組織体制であるか。 ・本業務に類似する業務の受注実績はあるか、もしくは特筆すべき業務成果はあるか。	5	
	<費用積算内訳書>		
	・積算単価や数量は適当なものであるか。 ・提案内容と整合性はとれているか。	5	
	合計		100

3 審査方法

- (1) 審査は、参加者から提出された企画提案書等及びプレゼンテーションに基づいて行う。
- (2) 委員会の委員は、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行い、委員ごとに上位3者まで順位点（1位 5点、2位 3点、3位 1点）を付け、委員ごとの順位点の合計により順位を決定し、県に報告する。
なお、順位点の合計が同点の場合には、高い順位点の評価数が多い者を上位者とし、高い順位点の評価が同数の場合には、委員会において合議のうえ、総合順位を決定するものとする。
- (3) 参加者が1者のみであった場合にも、委員会において企画提案書及びプレゼンテーションに基づく審査を行い、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価し、その旨を県に報告するものとする。